

経済産業省策定

「個人情報保護に関する法律についての経済産業分野  
を対象とするガイドライン」の改正案より

新傾向の問題

- 以下の問1～問20の設問は、経済産業省が策定した「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」の改正案に関するものです。改正案の内容に沿っているもの（正しいもの）は○、沿っていないもの（誤っているもの）は×としなさい。
- なお、ここでいう「改正案」とは、平成26年12月現在、経済産業省において進められている「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」の改正案を指すものとする。

#### 法17条（適性取得）関連

- 問1. 個人情報取扱事業者が、第三者からの個人情報を取得する場合、提供元の遵守状況（例えば、オプトアウト、利用目的、開示手続き、問い合わせ・苦情の受付窓口をホームページに明記していることなど）の確認までは求められていない。

解答 [      ]

- 問2. 個人情報取扱事業者が、第三者から個人情報を取得する際には、当該個人情報の取得方法等を確認した上で、当該個人情報が適法に取得されたことが確認できない場合は、偽りその他不正の手段により取得されたものである可能性もあることから、その取得を自粛することを含め、慎重に対応することが望ましいとされている。

解答 [      ]

#### 法20条（安全管理措置）関連

- 問3. 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理措置を講じなければならないが、その際、特に、中小企業者においては、事業の規模及び実態、取り扱う個人データの性質及び量等に応じた措置を講じることが望ましいとされている。

解答 [      ]

問4. 「個人データの安全管理措置を講じるための組織体制の整備」を実践するために講じることが望まれる手法のうち、個人データの安全管理の実施及び運用に関する責任及び権限を有する者として、個人情報保護管理者(いわゆる、チーフ・プライバシー・オフィサー(CPO))を設置する例が挙げられるが、原則として、それに役員を任命することまでは望まれていない。

解答 [      ]

問5. 「個人データの安全管理措置を講じるための組織体制の整備」を実践するために講じることが望まれる手法として、個人データの取扱いを総括する専門部署の設置、及び個人情報保護管理者(CPO)が代表者となり、社内の個人データの取扱いを監督する「管理委員会」の設置することが挙げられている。

解答 [      ]

問6. 「個人データの安全管理措置を講じるための組織体制の整備」を実践するために講じることが望まれる手法の例示の一つとして、個人情報保護対策及び最新の技術動向を踏まえた情報セキュリティ対策に十分な知見を有する者が社内の対応を確認することなどによる、監査実施体制の整備が挙げられている。

解答 [      ]

問7. 個人データの取扱いに関する規定等に記載することが望まれる事項の一つとして、個人データを入力できる端末に付与する機能の、業務上の必要性に基づく限定があり、例えば、CD-RやUSB等の外部記録媒体を接続できないようにすることが挙げられるが、スマートフォンやパソコン等の記録機能を有する機器の接続の制限までは求められていない。

解答 [      ]

問8. 個人データの人的安全管理措置とは、従業者に対する、業務上秘密と指定された個人データの非開示契約の締結や教育・訓練等を行うことをいう。この場合の「従業者」とは、直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業員のみがこれに当たるため、取締役や理事、監事、派遣社員は「従業者」には含まれない。

解答 [      ]

問9. 個人データの物理的安全管理措置として講じなければならない事項として、「盗難等の防止」が挙げられるが、それを実践するために講じることが望まれる手法に、入退館（室）の際における業務上許可を得ていない記録機能を持つ媒体及び機器の持ち込み及び持ち出しの禁止と検査の実施を例として挙げるができる。

解答 [      ]

問10. 個人データの物理的安全管理措置として講じなければならない事項として、「盗難等の防止」が挙げられるが、それを実践する手法として、カメラによる撮影や作業への立ち会い等による記録又はモニタリングを実施することについては、プライバシー保護の問題により自粛することを含め、慎重に対応することが望ましいとされている。

解答 [      ]

問11. 個人データの技術的安全管理措置として講じなければならない事項として、「個人データへのアクセスの記録」がある。それを実践する手法の一つとして、「個人データへのアクセス操作の成功と失敗の記録」が挙げられていたが、今回の改正案で、「不正が疑われる異常な記録の存否の定期的な確認」が追加された。

解答 [      ]

#### **法21条（従業者の監督） 関連**

問12. 個人情報取扱事業者は、法第20条に基づく安全管理措置を遵守させるよう、従業者に対し必要かつ適切な監督をしなければならないが、その際、事業の規模及び実態、取り扱う個人データの性質及び量等を考慮せず、一律の措置を講じることが望ましいとされている。

解答 [      ]

## 法22条（委託先の監督）関連

問13. 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合、法第20条に基づく安全管理措置を遵守させるよう、委託を受けた者に対し必要かつ適切な監督をしなければならないが、その際、優越的地位にある者が委託元の場合、委託元は、委託先との責任分担を無視して、本人からの損害賠償請求に係る責務を一方的に委託先に課すなど、委託先に不当な負担を課すことがあってはならない。

解答 [      ]

問14. 個人情報取扱事業者が委託先に対して行う「必要かつ適切な監督」には、委託先を適切に選定することが含まれるが、その選定に当たり、委託先の安全管理措置が、少なくとも法第20条で求められる安全管理措置と同等であることを確認した上で、個人情報保護管理者（CPO）等が、適切に評価することが望ましいとされている。

解答 [      ]

問15. 委託先の選定に当たっては、委託先の安全管理措置が、少なくとも法第20条で求められるものと同等であることを確認するため、委託する業務内容に沿って、確実に実施される項目として、個人データの取扱状況を一覧できる手段の整備や雇用契約時における従業者との非開示契約の締結、及び委託契約等における委託元と委託先間での非開示契約の締結などが挙げられる。

解答 [      ]

問16. 個人情報取扱事業者が委託先に対して行う「必要かつ適切な監督」には、委託先における委託された個人データの取扱状況の把握が含まれ、その把握に当たっては、定期的に監査を行う等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を調査した上で、個人情報保護管理者（CPO）等が、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましいとされている。

解答 [      ]

問17. 委託先が再委託を行おうとする場合は、委託先が再委託先の監督を適切に果たすこと、再委託先が法第20条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましいが、再委託先が再々委託を行う場合以降については、確認しなくてもよいとされている。

解答 [      ]

問18. 個人データの取扱いを委託する場合に契約に盛り込むことが望まれる事項として、再委託に関する項目が挙げられるが、再委託を行うに当たっての委託元への報告については、文書による事前報告又は承認は必要なく、委託先が責任をもって行えばよいとされている。

解答 [      ]

問19. 個人データの取扱いを委託する場合に契約に盛り込むことが望まれる事項として、契約内容が遵守されなかった場合の措置が挙げられるが、安全管理に関する事項が遵守されずに個人データが漏えいした場合の措置の損害賠償に関する事項まで含むべきではないとされている。

解答 [      ]

問20. 個人情報取扱事業者が個人データの安全管理措置の実施にあたり、適切かつ有効に履行するために参考となる事項・規格が挙げられているが、今回の改正案で、独立行政法人情報処理推進機構の「組織における内部不正防止ガイドライン」と総務省・経済産業省の「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト」が追加された。

解答 [      ]

【解答】

1	2	3	4	5
×	○	○	×	○
6	7	8	9	10
○	×	×	○	×
11	12	13	14	15
○	×	○	○	○
16	17	18	19	20
○	×	×	×	○